東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金に係る
補助金の減額に関する事務処理要綱

平成１９年１１月１６日付１９福保総企第４９３号
平成２１年３月３１日付２０福保総企第１０２０号
平成２３年５月１６日付２２福保総企第１１０２号
平成２７年３月３１日付２６福保総企第８６０号
平成２９年３月３１日付２８福保総企画第５７３号
令和２年 10 月 29 日付２福保総企画第６９３号

１　目的

この要綱は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱第３の第２項に規定する補助金の一部を交付しないことができる場合（以下「補助金の減額」という。）の基準及び手続等に関し必要な事項を定め、もって、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

２　対象施設

東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）に基づく運営情報等公表事業を実施しない施設（ただし、都外協定施設を除く。）

３　補助金の減額基準

補助金の減額の基準は、別表のとおりとする。

ただし、年度途中に新規に開設した施設における開設日を含む年度については、別表中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。

４　法人等への通知

補助金の減額については、関係資料に基づき運営所管部において決定し、その結果を別記様式により法人あて通知する。

附　則（平成１９年１１月１６日付１９福保総企第４９３号）

第１　この要綱は、平成１９年１１月１６日から施行する。

第２　別表減額内容欄中「５割」とあるのは、平成２１年度に減額を実施する場合にあっては「１割」と、平成２２年度に減額を実施する場合にあっては「３割」と読み替え

て適用する。

第３　年度途中に新規に開設した施設における開設日を含む年度については、別表中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。

附　則（平成２１年３月３１日付２０福保総企第１０２０号）

第１　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

第２　改正後の要綱の規定にかかわらず、平成２０年度の実績報告に係る公表については、改正前の要綱の規定によるものとする。

附　則（平成２３年５月１６日付２２福保総企第１１０２号）

第１　この要綱は、平成２３年４月１日から適用する。

第２　改正後の要綱の規定にかかわらず、平成２２年度の実績報告に係る公表については、改正前の要綱の規定によるものとする。

附　則（平成２７年３月３１日付２６福保総企第８６０号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日付２８福保総企画第５７３号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（令和２年 10 月 29 日付２福保総企画第６９３号）

第１　この要綱は、決定の日から施行する。

第２　別表の規定にかかわらず、令和２年度については、事業実施要綱別表１に定める福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表又は利用者に対する調査の実施及び結果の公表を行わない場合であっても、補助金の減額を行わない。